



報道関係者 各位



令和4年10月25日

【照会先】 秋田労働局健康安全課  
課長 佐藤 存  
労働衛生専門官 佐々木真也  
(電話) 018-862-6683

## 職場における新型コロナウイルス感染防止対策を継続してください

～職場における新型コロナウイルス感染状況を取りまとめました～

秋田労働局（局長 川口秀人）は、令和4年9月末現在における職場での新型コロナウイルス感染状況を次のとおり取りまとめました。

### 1 職場における新型コロナウイルス感染状況

新型コロナウイルスについては、令和2年2月頃から徐々に感染が拡大し、職場での新型コロナウイルスの感染も報告されてきました。

職場内や、業務を起因とした新型コロナウイルスへの感染は労働災害となり、感染によって休業した場合は、所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必要があります。《資料1》

秋田県内における職場での新型コロナウイルス感染状況は、令和2年11月に最初の感染報告を受けてから、増減を繰り返しながら推移し、令和4年9月末現在における被災者数は855人となりました。《資料2》

また、令和2年11月から令和4年9月末現在において総計963人の被災者数となっています。

特に、令和4年8月には1か月の感染者数としては最多の407人となりました。

業種別では、医療業や社会福祉施設となる保健衛生業における感染が約7割を占める状況にありますが、その他の業種でも一定数の感染が報告されています。《資料3》

新型コロナウイルスの感染は誰もが罹患する状況にあるものの、職場内で一度感染者が発生すると、陽性者は2週間程度の休業をすることとなり、また、一度に複数の労働者が感染するクラスターが発生するなど、会社経営にも大きく影響するケースも出てきています。

このようなことから、秋田労働局では、事業場から提出された労働者死傷病報告を基に、令和4年1月から令和4年9月まで発生した職場における新型コロナウイルス感染状況や特徴的な事案について資料として取りまとめました。《資料4》

今後も、秋田労働局及び県内各労働基準監督署では、集団指導、監督及び個別指導等のあらゆる機会に対し、職場における新型コロナウイルス感染防止対策の周知を行うこととし、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底、継続をお願いするものです。

秋田労働局ホームページ内には、感染防止対策としてマスクの着用方法や、新型コロナウイルスに関するQ&A、感染防止対策実施のための5つのポイント《資料5》について資料の掲載や、YouTube 動画や、SNS を活用した感染防止対策の周知も行っています。

報道機関の皆様におかれては、職場内における新型コロナウイルス感染防止対策について広く県民に浸透されるよう、取材・報道をお願いします。

- ※1 「被災者数」とは、休業4日以上の労働災害をいい、県内各労働基準監督署に提出された、労働者死傷病報告の集計結果によるものです。
- ※2 「職場における新型コロナウイルスによる感染」とは、業務を起因とした感染や、職場内において感染したと思われるもので、感染により休業4日以上となった場合の感染者数を集計したものであり、プライベートにより感染した事例は含まれません。

【添付】

- 資料1 「新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です」
- 資料2 「令和4年労働災害発生状況（9月末）」
- 資料3 「職場における新型コロナウイルス感染状況（令和2年11月～令和4年9月）」
- 資料4 「職場内における新型コロナウイルス感染事案」  
（労働者死傷病報告、令和4年1月～9月受理分）
- 資料5 「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」



# 新型コロナウイルス感染症による労働災害も 労働者死傷病報告の提出が必要です。

## 従業員が新型コロナウイルス感染症により休業された事業者の皆様へ

労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要となります。

事業場で働く従業員の皆様が新型コロナウイルス感染症により休業した場合には、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出してください。

※ ご提出の際は、電子申請や郵送の積極的な活用をお願いいたします。

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

※ 労働者死傷病報告を提出せず、若しくは、虚偽の報告をした場合は、いわゆる「労災かくし」として、50万円以下の罰金に処されることがあります。

## 「労働者死傷病報告はどうやって作成すればいいの？」

労働者死傷病報告は、定められた様式（OCR式帳票）を用いて作成する必要があります。

専用の様式は、最寄りの労働基準監督署で配布しているほか、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」により、インターネット上で簡単に入力し、作成した帳票を印刷することができます。



<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>

⇒ [新型コロナウイルス感染症による場合の記載例はウラ面参照](#)

～職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために～  
チェックリストを活用し、職場における感染拡大防止のための基本的な対策の実施状況についてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000630736.pdf>



# 労働者死傷病報告

**記入例**

様式第23号(第97条関係) (表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)		事業の種類	
81001 13111123456000000000		医療、福祉業	
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)			
カナ コウセイカイロウドウビョウイン			
漢字 医療法人 厚生会労働病院			
工事名			
職員記入欄			
被災者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)		生年月日	
カナ ロウドウ タロウ		7010101 (32)歳	
漢字 労働 太郎		看護師 経験期間 12	
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)		傷病	
休業見込 3		新型コロナウイルス感染症による肺炎	
災害発生状況及び原因		傷病部位	
救急病棟に勤務中、○月○日に救急患者(後日、PCR検査の結果陽性判定)の吸引処置に当たった看護師に4月1日から発熱の症状が見られたため、PCR検査を実施したところ、4月2日に陽性判定となり、同日から入院したもの。勤務中は防護衣とマスクを着用していた。		呼吸器	
報告書作成者 職氏名		被災地の場所	
事務長 厚生 太郎		勤務地内	

被災者が複数いる場合は、被災者ごとに報告する必要があります。

法人ではなく、事業場全体の労働者数を記入してください。

陽性判定日ではなく、傷病名に記載した症状が現われた日付を記入してください。

記載例のとおりに入してください。 ※ 医師の診断結果が記載例と異なる場合にはその内容を記入

左記の災害発生状況及び原因以外に記載すべき事項がなければ記載不要です。

感染場所ではなく、傷病名に記載した症状が現われた場所を記入してください。

感染から発症までの経緯を簡潔に記入してください。

事業場を代表する者など、報告権限を有する方が記入してください。

記名・押印に代えて、署名によることができます。

令和2年 4月10日

事業者職氏名

霞ヶ関 労働基準監督署長殿

医療法人 厚生会労働病院  
病院長 安衛 法子

# 令和4年労働災害発生状況

( 9 月 末 )

秋田労働局  
(令和4年10月11日作成)

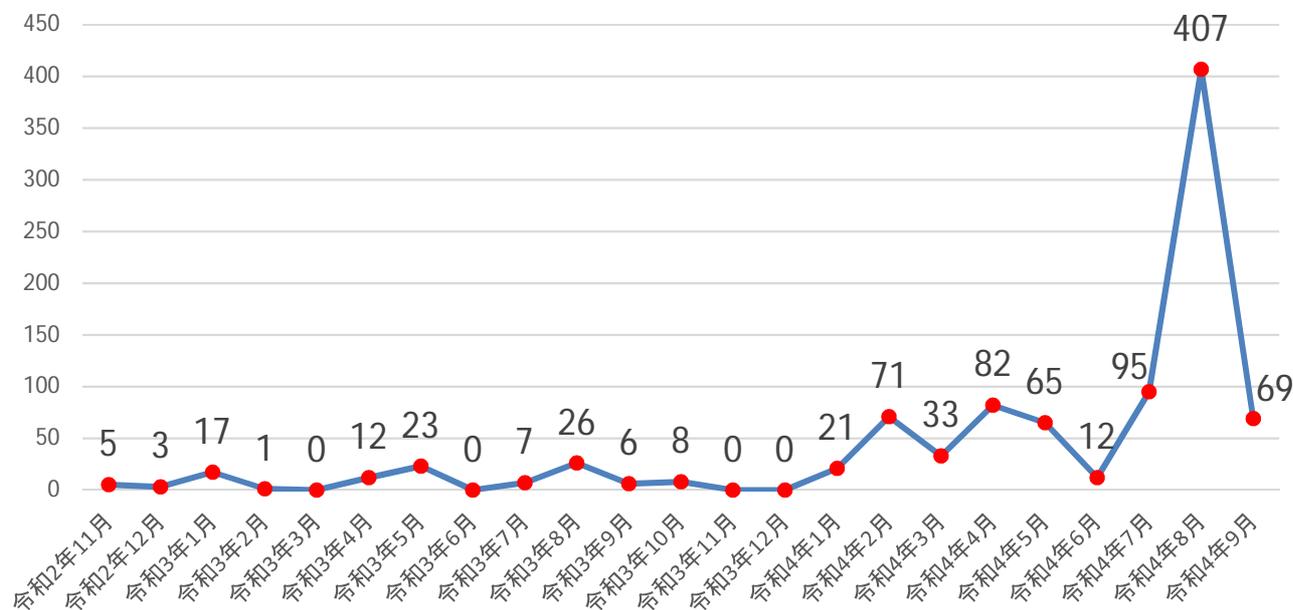
号別	業種別	年別		令和2年 (確定値)		令和3年 (確定値)		令和3年 1月～9月		令和4年 1月～9月		前年増減		秋田署		能代署		大館署		横手署		大曲署		本荘署									
		死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	件数	百分率(%)	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上	死	休業4日以上								
		亡		亡		亡		亡				亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡									
1~17	全業種合計	7	1087	7	1220	5	871	9	1629	758	87.0	353	3	578	1	55	1	111	1	149	2	254	1	124	1	210	1	115	2	202	1	75	274
	うち新型コロナを除く	7	1087	7	1120	5	787	9	774	-13	-1.7	282	3	281	1	55	1	67	1	149	2	139	1	122	1	106	1	104	2	105	1	75	76
	うち新型コロナによる				100		84		855	771	917.9	71		297				44				115		2		104		11		97		198	
1	製造業	1	191	2	218	2	155	1	200	45	29.0	54		54	1	15	1	19		26		48		23		44		20		24	1	17	11
	食品製造業	1	52		57		39		55	16	41.0	13		30		4		2		5		10		8		7		6		6	3		
	木材・木製品製造業		39	1	43	1	33		21	-12	-36.4	12		1	3		3		7		10		4		4		5		2	2		1	
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		30		37		29		16	-13	-44.8	14		4		2		2		5		4		1				2		5		5	1
	一般・輸送用機械器具製造業		14		20		11		18	7	63.6	3		1		1		7		2		6		3				2		1		3	
	電気機械器具製造業		7		14		11		5	-6	-54.5	2		2		1				2				4		2				4		1	
	上記以外の製造業		49	1	47	1	32	1	85	53	165.6	10		16		4	1	5		7		18		3		31		5		10	1	3	5
2	鉱業(鉱山法適用を除く)		2		3		2			-2	-100.0									1								1					
3	建設業	2	200	4	227	2	177	4	220	43	24.3	58	2	59		5		12		42	1	35	1	31		30	1	26	1	41		15	43
	土木工事業	1	78		73		62	1	90	28	45.2	26	1	19		2		1		14		12		11		15		3		23	6		20
	建築工事業		101	3	123	2	95	2	72	-23	-24.2	20		15		1		4		25	1	20	1	19		10	1	22	1	17		8	6
	鉄骨・鉄筋家屋建築		16		18		15		8	-7	-46.7	2								6		4		4		1		1		2	2		1
	木造家屋建築		63	3	77	2	56	2	53	-3	-5.4	8		10				2		17	1	15	1	11		7	1	16	1	15		4	4
	その他の建設業	1	21	1	31		20	1	58	38	190.0	12	1	25		2		7		3		3		1		5		1		1		1	17
4	運輸交通業	1	94		113		72		97	25	34.7	40		41		4		8		6		7		15		24		4		11		3	6
	道路貨物運送業		84		95		65		66	1	1.5	35		35		4		8		5		5		14		5		4		7		3	6
5	貨物取扱業		1		1				1	1	-			1																			
6-2	林業	3	39	1	37	1	25	2	20	-5	-20.0	1		1		1		3	1	5	1	4		5	1	4		6		3		7	5
8	商業		196		192		129	1	171	42	32.6	56	1	76		14		12		16		31		15		19		14		16		14	17
	小売業		173		161		109	1	134	25	22.9	42	1	57		10		11		16		20		13		14		14		15		14	17
13	保健衛生業		144		214		159		723	564	354.7	85		225		10		45		25		111		17		72		13		88		9	182
	社会福祉施設		109		154		109		476	367	336.7	51		131		9		13		21		86		11		56		10		84		7	106
14	接客娯楽業		60		52		31		52	21	67.7	14		26		1		7		7		4		4		8		5		4			3
	飲食店		20		26		15		24	9	60.0	11		16				4		2				1		1		1		1			2
15	清掃・と畜業		51		32		20	1	25	5	25.0	9		15				3		7		3		2		2			1	2		2	
	上記以外の事業 6-1,7,9~12,16,17		109		131		101		120	19	18.8	36		80		5		2		14		11		12		7		26		13		8	7

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

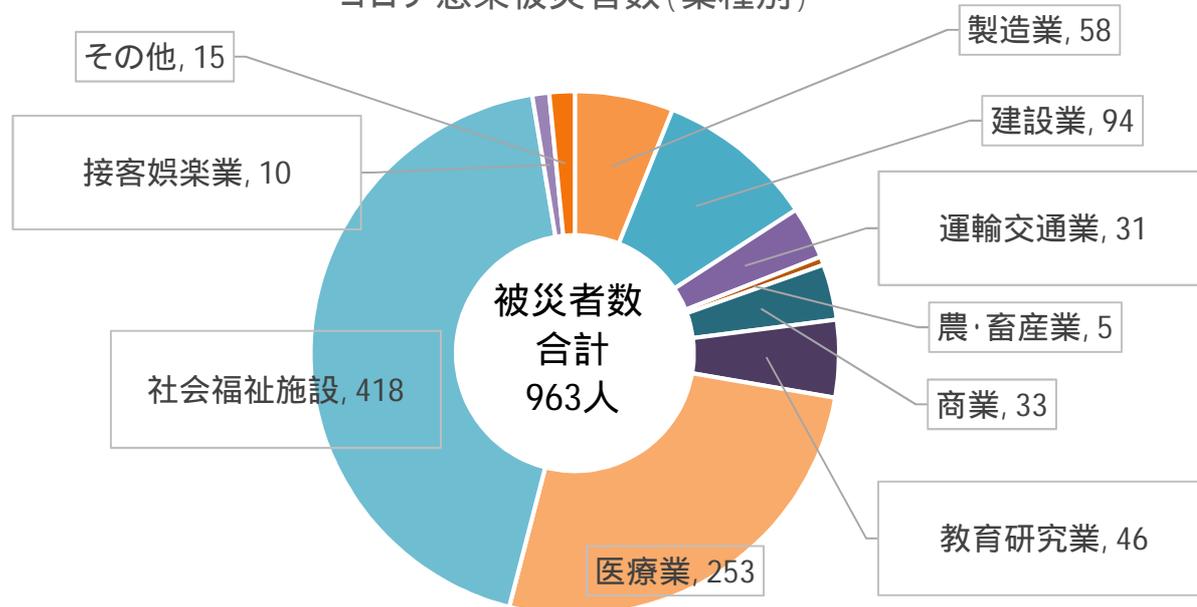
## 職場における新型コロナウイルス感染状況(令和2年11月～4年9月)

秋田労働局

コロナ感染被災者数(発生月別)



コロナ感染被災者数(業種別)



単位(人)

- 被災者数は労働者死傷病報告(休業4日以上)の受理数。
- 発生月とは、感染後陽性と判断され休業を開始した月。
- 円グラフ内、運輸交通業には、バス・タクシー・道路貨物運送業等が含まれます。
- 円グラフ内、業種別の教育研究業には、学校・幼稚園等が含まれます。
- 円グラフ内、業種別の医療業には、病院・診療所等が含まれます。
- 円グラフ内、業種別の社会福祉施設には、介護施設・保育園等が含まれます。
- 円グラフ内、業種別の接客娯楽業には、飲食店・娯楽施設等が含まれます。

職場内における新型コロナウイルス感染事例  
【対策が可能な事案】

資料4-1

業種	発生状況	対策等
製造業	体調不良でありながらマスクを着用しない同僚と1日に4～5回短時間の業務を共に行った。	体調不良時の休み取得、マスクの着用
製造業	ワンフロアの工場朝昼2回（現在は4回）の換気を実施していたが、大半がマスクを着用していなかった。	マスクの着用、こまめな換気
建設業	4名で車両に同乗し移動する際にマスクを着用しなかった。	マスクの着用
運輸交通業	休憩中、休憩室にてマスクを外し昼食をとり、お茶を飲んだ。	3密の回避
運輸交通業	同僚と車両に同乗して移動し、一緒に休憩・食事をとり、また作業を行った。	3密の回避
商業	マスク、時にフェイスシールドを着用し、来客と対面での会話と物品の受渡を行った。	手袋の着用、消毒の実施
保健衛生業	発熱症状のある利用者の検温を実施する際、マスクだけ着用し手袋や保護衣は着用しなかった。	手袋、保護衣、フェイスシールドの着用
保健衛生業	同僚（後に陽性判定）と昼食をとった。	3密の回避
保健衛生業	エプロン・手袋・マスクを着用し、入院患者の痰の吸引等を行った。	フェイスシールドの着用
保健衛生業	利用者と同じ更衣室を使用した際、利用者はマスクを外すことがあった。	マスクの着用、3密の回避



（労働者死傷病報告、令和4年1月～9月受理分）

職場内における新型コロナウイルス感染事案  
【対策が困難な事案】

資料4-2

業種	発生状況
商業	マスクを着用し、来客対応したが、同席した子供がマスクをしていなかった。
教育・研究業	マスクを着用していたが、日々多数の子供と接触し、複数の保護者と近距離で会話をを行った。
保健衛生業	緊急外来でマスクをしない患者を診察処置した。
保健衛生業	マスクを着用し、入所児童と車で外出した。
保健衛生業	入所者の日常介助、入浴介助を行った。
保健衛生業	マスクを着用し、食事介助とトイレ介助を行った。
保健衛生業	マスクを着用できない患者の診察等を行った。
保健衛生業	患者の車両内で鼻腔粘膜検査を行った。
保健衛生業	マスクを着用し、入所者の食事介助・排泄介助を行った。
保健衛生業	入所者の感染判明後、マスク、防護服、ゴーグル、手袋を着用し、入所者の食事介助・排泄介助を行った。
保健衛生業	マスク・防護具を着用し、患者のオムツ交換、口腔ケアを行った。
保健衛生業	マスク・防護具を着用し、患者の気道内吸引を行った。
保健衛生業	マスクを着用していたが、他者と正対・近距離で接していた。
保健衛生業	マスク・フェイスシールド・手袋・キャップ・防護服等を着用し、感染者のオムツ交換、水分補給を行った。
保健衛生業	マスクを外させて患者の処置を行った。
保健衛生業	1日当たり20名程度の利用者の更衣・臥床・食事介助、口腔ケア、排泄介助を行った。
保健衛生業	障害者施設で知的障害ゆえに利用者約30名がマスクを外すことがある中で、ほぼ毎日活動をともにした。
保健衛生業	マスクと手袋を着用し、利用者の食事介助を行った。
保健衛生業	マスク・防護衣を着用し、利用者のオムツ交換・食事介助を行った。
保健衛生業	マスク・フェイスシールド・感染防護具を着用し、陽性患者のオムツ交換・口腔ケア等を行った。
保健衛生業	利用者がマスクを外し、食事等を行っている時に、利用者の鼻をかむ補助を行った。
保健衛生業	マスクを着用し、利用者の食事介助を行った。



## 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

### ～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

# テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

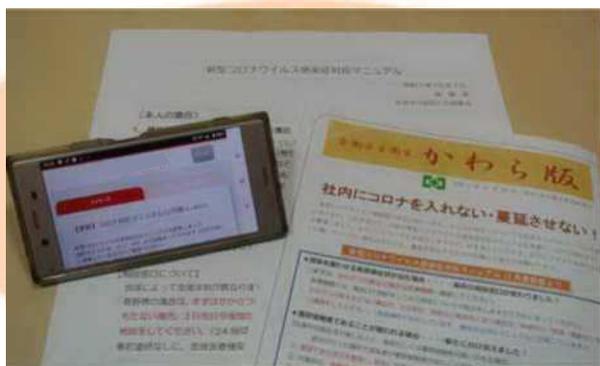
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



# 職場における感染防止対策の実践例

## ○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

### 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
  - ②濃厚接触者の把握
  - ③消毒
  - ④関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構 長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



### 体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

### サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

## ○ 密とならない工夫

### ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

### ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

## ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0Hr
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0Hr

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

## ○ 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## ○ その他の取り組み

### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

**感染防止5** Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろろ 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや命話をすると共に、会社だけでなくマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら  
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999